

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）のガバナンス及び運用の在り方 に関する意見

社会保障審議会 年金部会委員 平川 則男

年金積立金は、社会保険制度のもと拠出者が納付した保険料の一部であり、その運用の目的は、「専ら被保険者の利益のため」にほかならない。このため、GPIFのガバナンスおよび運用の在り方について、拠出者代表である労使の意思が確実に反映されなければならない。かかる観点から、年金部会での検討事項について、以下のとおり意見を述べる。

I. GPIFのガバナンスの在り方について

運用組織の見直しにあたっては、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部である以上、被保険者の代表の意思が確実に反映されるガバナンス構造を構築すべきであり、以下の点について、法律上担保すべきである。

- (1) 執行部を合議体が有効に監督し、執行部の責任と権限を明確化するため、従来の独任制を改め、経営委員会（合議制機関）を設置することに賛成する。
- (2) 経営委員会の構成員には、拠出者の代表を複数入れ、過半数を労使が占めるべきである。この点、第32回年金部会で提案された「GPIFガバナンス強化のイメージ（案）」では、構成員10名のうち、拠出者である労使が各1名にとどまっており、全く不十分である。
- (3) 経営委員会が、客観性を保ちつつ熟慮して意思決定を行う、あるいは執行部に対し多角的に監督・監視するため、経営委員会の構成員は年金財政や年金制度など多様な知識・経験を持つ人材から構成されるべきである。また、経営委員会は拠出者及び国民に対する説明責任を果たすことが極めて重要であり、運用方針等は、納得性があり理解しやすいものとすべきである。
- (4) 経営委員会の構成員の選任については、拠出者である労使がすべての構成員の

選任に関与できるようにすべきである。

- (5) 経営委員会の常勤委員については、出身企業・団体の籍を切ることは必須条件とし、かつ退任後は一定期間、元の業界に戻ることを制限すべきである。常勤・非常勤に拘わらず、インサイダー取引（利益相反、守秘義務）の防止を徹底し、違反した場合の強固な罰則規定を設けるべきである。
- (6) 経営委員会が権限委譲する形で各種委員会を設置すれば、委員会自体が基本的事項を実質的に決定する組織となり、経営委員会の存在そのものが形骸化されかねない。このため、委員会設置は監査委員会にとどめ、それ以外の委員会の設置を禁止すべきである。
- (7) 厚生労働大臣は運用を含む年金財政・制度全般に責任を負う。このため、厚労同大臣が、経営委員会の人事権を有するとともに、基本ポートフォリオ等に関して、厚生労働大臣の認可を要することに賛成する。

II. GPIFの運用の在り方について

運用の在り方については、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実に運用し、市場その他の民間活動に与える影響に留意すること等を定める厚生年金保険法、年金積立金管理運用独立行政法人法等を堅持し尊重するとともに、以下の点について、法律上担保すべきである。

- (1) 株式のインハウス運用については、GPIFが政府が最終的な責任をもつ公的年金制度の中に位置づけられる公的機関であり、この積立金は、民間のファンドとは異なる。GPIFが直接株主となることは、国による民間企業支配につながることや、市場における価格形成や投資行動への歪みが生じる懸念があるため、株式のインハウス運用を認めることには反対する。
- (2) 年金資金運用にあたっては、安全性及び流動性を重視し、不動産投資等リスク性資産割合を高めるべきでない。その観点から、オルタナティブ資産への直接投資は行うべきではない。

以上